



子どもがお母さんの手から離れて、一人でよちよち歩き出すようになってから、本当の意味での親の役割が必要になってきます。みなさんにはこんな経験はないでしょうか。

息子が幼稚園の年中くらいの時でした。一家で買い物に出かけた時のことです。息子はとても嬉しそうでエスカレーターで2階まで行きました。エスカレーターを降りてから、急に歩きながらはいていたシューズの片方を前方に蹴り上げました。その靴が眼鏡をかけていたお婆さんの顔に当たったのです。私は慌てて息子の手を引っ張ってお婆さんのもとに駆け寄り、丁寧に謝罪し、息子にも謝罪させました。一つ間違えば眼鏡を割って顔にけがをさせたかもしれないのです。息子を大きな声で叱るとともに、大きなけがにつながることを言っかけてきました。子どもものする責任です。ましてすぐそばにいれば当然。息子も初めて大声で叱られびっくりしましたようです。

私たち大人には、自分の子どもを守ったり、時には子どもに教え諭すことも必要なのです。子どもが成長し、独り立ちできるまで。大人は子どもの親で、同時に人生の先輩なのです。

小学生の時、夏に小川で魚を取った、夜座敷ぼうきを持って虫取りに行つて遊んだ古き良き時代。一家総出で稲刈りや脱穀に行き、田んぼで食べたご飯がとてもおいしかった記憶。こんな時代は戻ってきませんが、大人の役割は不易です。子どもを自由に、何でも買ひ与えるのではなく、親がいないところでも、子どもが規範意識をもつて行動し「こうすればこうなるんだ。」と予測でき、自分だけのためではなく、周りの人のために行動できる人にして。こんな願いを込めて、子どもと接してみたいかがでしょうか。

今、携帯電話でさまざまな問題が起きています。買ひ与えるのは簡単ですが、正しく管理できたり、正しく使えない子どもがいます。高価なものを親が購入してやり、使用料金まで支払つてやる。子どもは親の苦勞を知らず、またお金の尊さもこれに同じく。何のために購入したのでしょうか。家庭内でもっとしっかり話し合つて、子どもに指導することも親の責任です。親の役割が今、ますます求められています。

伝言板

富士・東部保健福祉事務所(富士・東部保健所)

ひとり親家庭のみなさまへ

県では4月に小中学校へ入進学する児童をお持ちのひとり親家庭に、支度金を支給します。

1月1日現在で、次の要件をすべて満たす方が対象となります。

受給資格

○県内に在住していること。

○4月に小中学校へ入進学する児童を養育し、生計を同一とするひとり親家庭の親であること。

○平成21年度(平成20年分)の所得税が非課税の世帯であること。

○生活保護の受給世帯ではないこと。

支給額

入進学する児童一人につき、1万円

提出書類

市町村役場児童福祉窓口、富士・東部保健福祉事務所へ配布しています。

提出期限 1月29日(金)

提出・問合せ先

福祉課児童生保担当

☎0555(24)9042



献血にご協力ください

血液は現在の科学では人工的に作る事ができません。また、生きた細胞なので長期間保存することも困難です。このため、毎日必要な量を確保しなければなりません。冬場は協力が得にくく、献血者が減少しています。

甲府献血ルームでは、毎年12月31日、1月1日の休館日を除き、毎日午前10時

～午後5時(成分献血は午後4時)まで、献血の受け付けを行っています。また、

県赤十字血液センターでは市町村や企業、団体などの協力のもと、献血バスで県内各地を訪れて皆さんの献血をしています。

1月から2月末までは、若者にも協力を求めるため「はたちの献血キャンペーン」を実施します。病気やけがなどで輸血を必要としている患者さんの尊い生命を救うために、皆さんのご協力をお願いします。

※バス予定表は、県赤十字血液センター、富士・東部保健福祉事務所のホームページをご覧ください。

問合せ先

甲府献血ルーム

☎0555(235)3135

甲府市丸の内1-17-17